

審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	権利譲渡の承認	
処 分 の 概 要	23～25条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することが出来ない。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第34条第1項	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間		計 15日
審 査 基 準	第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。 ○譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。 ○申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 審査に当たっては、異なる目的への許可に基づく権利の譲渡は認められず、例えば、第23条の水利使用の許可に基づく権利の譲渡について、工業用水道のための流水の占用の権利を上水道のための流水の占用の権利として譲渡するような形態は、両者の水利使用の目的が異なるので認められないこと。 一方で、このことは、既存の許可に基づく権利を廃止し、新たに異なる目的を有する許可の申請を行うことを妨げるものではないこと。 また、原則として、当該権利を譲り受けようとする者が、新たに当該権利に係る許可の申請を行うとすれば許可できると認められる者である場合に承認することができるものであること。	
【根拠法令等】 河川法 (権利の譲渡) 第三十四条 第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。 2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(H6.9.30 河政発53号)		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



総日数15日(休日は含まない)

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。